

平成19年2月27日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 御中

「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等」(案)に対する意見について

大口自家発電施設者懇話会

弊懇話会の会員会社の自家発電設備では、副生エネルギー等を積極的に利用すると共に、熱併給を行うことで、有効なエネルギー利用を行っております。

この度の事業者別排出係数の算出方法案では、コージェネレーションシステムから得られる熱・電気に係るCO<sub>2</sub>排出係数の算出方法が示された点で評価されるものと言えます。

弊懇話会としてはコージェネレーションシステムに関する部分を中心に、以下の通り、意見を提出致します。

1. 別表 6-1 で「発電効率」とあるが、一般的な意味の発電効率とは意味合いが異なるため、誤解を招く。「電気利用率」等に修正してはどうか？
2. 別表 6-1 でコージェネレーションシステムの計算を行う発電事業者の多くは、一方で省エネ法上のエネルギー管理指定工場でもある。  
省エネ法の定期報告では同法施規第4条及び別表2に記載の熱・電気を売買した際に用いる熱量換算値があるが、電気と熱の按分係数を算出する際に用いる熱量換算値についても、同値を採用した方が統計上、整合性があると思われる。その是非をご検討頂きたい。  
また、ボイラー効率・発電効率について、根拠を示せば実態に即した値を採用することは可能と考えられるがその是非も併せてご検討頂きたい。
3. 今回の制度により、自家発余剰電力を売電している事業者は、電気事業者にCO<sub>2</sub>排出係数を連絡する必要が出てきた。  
電気の環境価値としてはCO<sub>2</sub>排出係数だけでは無く、使用しなければ廃棄される副生エネルギーや未利用エネルギーの利用等も考えられるが、こう言ったものの環境価値の評価が曖昧なままだと、電力取引上、CO<sub>2</sub>排出係数にのみ偏った評価がなされる懸念がある。  
従って、「電気の環境価値は、CO<sub>2</sub>排出係数以外についての評価も必要である。」との記述を加えるなどの配慮をお願いしたい。

以上